

広島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和七年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十三号

広島県税条例の一部を改正する条例

広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（軽油引取税のみならず課税） 第五十五条 軽油引取税は、前条に規定する場合のほか、次の各号に掲げる者の当該各号に掲げる消費、譲渡又は輸入に対し、当該消費、譲渡又は輸入を同条第一項に規定する引取りと、当該消費、譲渡又は輸入をする者（当該輸入が関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の輸入の許可を受ける場合には、当該許可を受ける者をいう。以下この項において同じ。）を同項に規定する引取りを行う者とみなし、その数量（第一号又は第二号の場合にあつては、当該消費に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該消費に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除した数量とし、第五号の場合にあつては、法第四百四十四条の三十二第一項第一号又は第二号の規定により製造の承認を受けた当該消費又は譲渡に係る軽油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該消費又は譲渡に係る軽油の数量から当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の軽油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、それぞれ当該消費、譲渡又は輸入をする者に課する。</p> <p>一一六（略） 2―4（略）</p> <p>附則</p> <p>（軽油引取税の課税免除の特例） 第十六条（略） 2―6（略） 7 前三項の規定の適用がある場合における第二項において準用する第一百十二条の八第一項</p>	<p>（軽油引取税のみならず課税） 第五十五条 軽油引取税は、前条に規定する場合のほか、次の各号に掲げる者の当該各号に掲げる消費、譲渡又は輸入に対し、当該消費、譲渡又は輸入を同条第一項に規定する引取りと、当該消費、譲渡又は輸入をする者（当該輸入が関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の輸入の許可を受ける場合には、当該許可を受ける者をいう。以下この項において同じ。）を同項に規定する引取りを行う者とみなし、その数量を課税標準として、それぞれ当該消費、譲渡又は輸入をする者に課する。</p> <p>一一六（略） 2―4（略）</p> <p>附則</p> <p>（軽油引取税の課税免除の特例） 第十六条（略） 2―6（略） 7 前三項の規定の適用がある場合における第二項において準用する第一百十二条の八第一項</p>

の規定の適用については、同項中「並びに前月」とあるのは、「前月」と、「その他の」とあるのは「並びに前月の初日から末日までの間に行つた附則第十六条第四項から第六項までに規定する譲渡に関する事実及びその数量その他の」とする。

8| 鉄道事業又は軌道事業を営む者（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第二百五条第二項ただし書に規定する特定貨物輸送事業者又は同法第二百二十九条第二項ただし書に規定する特定旅客輸送事業者に限る。）のうち法附則第十二条の二の七の二第一項の規定の適用を受けた者が、令和九年三月三十一日までに、当該適用を受けて製造を行つた炭化水素油である軽油を鉄道用車両又は軌道用車両の動力源に供するため自ら消費する場合には、当該軽油の消費については、第二百五条第一項（第五号）（軽油の消費に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

（自動車税の環境性能割の課税標準の特例）
第十八条の二の五 道路運送法第三条第一号イ

に規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第三条第一号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車（以下この項及び次項において「路線バス等」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの（地方税法施行規則附則第四条の十一第一項に規定するものに限る。）で最初の第百十三条の二第三項に規定する新規登録（以下この条から附則第十八条の三の二までにおいて「初回新規登録」という。）を受けるものに対する第百十四条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和九年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から千円を控除して得た額」とする。

一・二 (略)

2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（地方税法施行規則附則第四条の十一第三項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百十四条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和九年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から六百五十万円（乗車定員三十人以上の附則第十八条の二の五第二項に規定する路線

の規定の適用については、同項中「並びに前月」とあるのは、「前月」と、「その他」とあるのは「並びに前月の初日から末日までの間に行つた附則第十六条第四項から第六項までに規定する譲渡に関する事実及びその数量その他」とする。

（自動車税の環境性能割の課税標準の特例）
第十八条の二の五 道路運送法第三条第一号イ

に規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第三条第一号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車（以下この項及び次項において「路線バス等」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの（地方税法施行規則附則第四条の十一第一項に規定するものに限る。）で最初の第百十三条の二第三項に規定する新規登録（以下この条から附則第十八条の三の二までにおいて「初回新規登録」という。）を受けるものに対する第百十四条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和七年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から千円を控除して得た額」とする。

一・二 (略)

2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（地方税法施行規則附則第四条の十一第三項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百十四条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和七年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から六百五十万円（乗車定員三十人以上の附則第十八条の二の五第二項に規定する路線

バス等のうち、道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港又は空港法施行令（昭和三十一年政令第二百三十二号）附則第二条に規定する飛行場を起点又は終点とするもので地方税法施行規則附則第四条の十一第四項に規定するものに限る。）にあつては八百万円とし、乗車定員三十人未満の附則第十八条の二の五第二項に規定する路線バス等にあつては二百万円とする。）を控除して得た額」とする。

一・二 (略)

3 道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等（第三号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（地方税法施行規則附則第四条の十一第六項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百十四条の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和九年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から百万円を控除して得た額」とする。

一・三 (略)

バス等のうち、道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港又は空港法施行令（昭和三十一年政令第二百三十二号）附則第二条に規定する飛行場を起点又は終点とするもので地方税法施行規則附則第四条の十一第四項に規定するものに限る。）にあつては八百万円とし、乗車定員三十人未満の附則第十八条の二の五第二項に規定する路線バス等にあつては二百万円とする。）を控除して得た額」とする。

一・二 (略)

3 道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等（第三号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（地方税法施行規則附則第四条の十一第六項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百十四条の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和七年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から百万円を控除して得た額」とする。

一・三 (略)

41 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。次項及び第六項において同じ。）が八トンを超えるトラック（地方税法施行規則附則第四条の十一第十一項に規定する被けん引自動車を除く。次項及び第六項において同じ。）であつて、同法第四十一条第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「側方衝突警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で地方税法施行規則附則第四条の十一第九項に規定するもの（次項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。）及び同法第四十一条第一項の規定により令和七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び第六項において「衝突被害軽減制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で地方税法施行規則附則第四条の十一第十項に規定するもの（第六項において「衝突被害軽減制御装置

4| 乗用車（地方税法施行規則附則第四条の十一
第一項に規定するものに限る。）、バス
（地方税法施行規則附則第四条の十一第十二
項に規定するものに限る。）又は車両総重量
（道路運送車両法第四十条第三号に規定する
車両総重量をいう。）が三・五トンを超える
トラック（地方税法施行規則附則第四条の十
一第九項に規定する被けん引自動車を除く。
）であつて、同法第四十一条第一項の規定に
より令和七年九月一日以降に適用されるべき
ものとして定められた前方障害物との衝突に
対する安全性の向上を図るための装置（以下
この項において「衝突被害軽減制動制御装置
」という。）に係る保安上又は公害防止その
他の環境保全上の技術基準で地方税法施行規
則附則第四条の十一第八項に規定するものに
適合するもののうち、衝突被害軽減制動制御
装置を備えるもの（地方税法施行規則附則第
四条の十一第十項に規定するものに限る。）
で初回新規登録を受けるものに対する第百十
四条の規定の適用については、当該自動車の
取得が令和九年三月三十一日までに行われた
ときに限り、同条中「とあるのは、「とあるの
は、「とあるのは、「とあるのは、「とあるのは、
「とあるのは、」から百七十五万円を控除し
て得た額」とする。

5| 乗用車（地方税法施行規則附則第四条の十
一第十四項に規定するものに限る。）、バス
（地方税法施行規則附則第四条の十一第十五
項に規定するものに限る。）又は車両総重量
が三・五トンを超えるトラックであつて、道
路運送車両法第四十一条第一項の規定により
令和七年九月一日以降に適用されるべきもの
として定められた衝突被害軽減制動制御装置
に係る保安基準に適合するもののうち、衝突
被害軽減制動制御装置を備えるもの（地方税
法施行規則附則第四条の十一第十三項に規定
するものに限る。）で初回新規登録を受ける
ものに対する第百十四条の規定の適用につい
ては、当該自動車の取得が令和六年四月三十
日までに行われたときに限り、同条中「とい
う。」とあるのは、「とあるのは、」から三百
五十万円を控除して得た額」とする。
6| 乗用車（地方税法施行規則附則第四条の十
一第十四項に規定するものに限る。）、バス
（地方税法施行規則附則第四条の十一第十五
項に規定するものに限る。）又は車両総重量
が三・五トンを超えるトラックであつて、道
路運送車両法第四十一条第一項の規定により
令和七年九月一日以降に適用されるべきもの
として定められた衝突被害軽減制動制御装置
に係る保安基準に適合するもののうち、衝突
被害軽減制動制御装置を備えるもの（地方税
法施行規則附則第四条の十一第十三項に規定
するものに限る。）で初回新規登録を受ける
ものに対する第百十四条の規定の適用につい
ては、当該自動車の取得が令和七年三月三十
一日までに行われたときに限り、同条中「と
あるのは、「とあるのは、「とあるのは、「とある
のは、」から百七十五万円を控除して得た額」とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和七年四月一日から施行する。
（軽油引取税に関する経過措置）

第二条 この条例による改正後の広島県税条例（以下「新条例」という。）第百五条第一項（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）の規定は、令和七年四月一日（以下「施行日」という。）以後の軽油の消費及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の消費及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第十六条第八項の規定は、施行日以後の軽油の消費に対して課すべき軽油引取税について適用する。

（自動車税に関する経過措置）

第三条 令和六年四月三十日までに取得されたこの条例による改正前の広島県税条例附則第十八条の二の五第四項及び第五項に規定する自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。